

～収入保険加入推進支援事業の概要～

農業経営収入保険の保険料が 一部助成されます※

※東京都による助成事業です

燃料や農業用資材価格の高騰など、農業経営リスクの予測が困難な状況を踏まえ、令和9年を保険期間（個人の場合）とする収入保険に新たに加入する農業者が負担する保険料が助成されます。

1 概要

収入保険に新規加入する農業者（個人、法人）に対して、加入者が負担する保険料（掛捨て部分）の一部を補助

2 補助対象者

次に示す保険期間の収入保険に新たに加入する者

（1）個人：令和9年を保険期間とする収入保険

（2）法人：令和年8月6月から令和9年5月までに保険期間が開始する収入保険

3 補助の内容

新規加入者が負担する保険料（掛捨て部分）の2分の1

4 申請（募集）開始時期

令和8年4月から

5 申請要件

東京都に住所を有し青色申告を行っている農業者